

令和4年2月

お客さま 各位

旧姓による預金口座取引のお取扱いについて

平素は日新信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、働きやすい社会づくりの一環として、旧姓による預金口座取引をお取扱いしています。

現在、内閣府では関係各省庁との連携の下、女性活躍の視点に立った制度等の整備として、結婚等により戸籍上の氏（姓）を変更した場合でも、職場等で旧姓を通称として使い続けられるように「通称としての旧姓使用の拡大」に向けた取り組みを進めています。

旧姓による預金口座取引のお取扱いは、これに呼応するものです。

当金庫は今後も、すべての人が働きやすい環境の整備に取り組んでまいります。

記

1. ご用意いただく書類など

（1）現姓と旧姓が併記された本人確認書類

- ・マイナンバーカード
- ・運転免許証
- ・住民票の写し

（2）お取引に使用のご印鑑（旧姓のもの）

2. その他

（1）旧姓使用の対象となるのは、個人のお客さまによる預金取引（マル優を除きます）のみです。

（2）男性のお客さまも、旧姓使用のお取扱いがご利用いただけます。

（3）旧姓と現姓でそれぞれ口座を保有されたいとのご希望には、応じられません。

以上

